

「危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令案」、「船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示案」及び「船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部を改正する告示案」に関するパブリックコメントについて

平成18年10月
海事局 検査測度課

背景・目的

危険物の海上運送に関しては、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（SOLAS条約）に基づく国際海上危険物規程（以下「IMDGコード」という。）により、容器、表示、積載方法等の要件が定められており、我が国においてもIMDGコードの規定を危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号。以下「危規則」という。）、船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号。以下「危告示」という。）及び船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号。以下「放告示」という。）に取り入れて安全規制を実施しているところである。

IMDGコードは、国連で策定されている「危険物輸送に関する国連勧告」（国連勧告：通称オレンジブック）の改正に対応して2年に1回改正されており、今年5月に開催された国際海事機関（IMO）の第81回海上安全委員会において、国連勧告第14訂版を採り入れたIMDGコード第33回改正案が採択され、2008年1月1日から施行することが決議された。

本決議では、国連勧告第14訂版を取り入れる他の輸送モード（陸上及び航空輸送は2007年1月1日から施行）との間で円滑な輸送を行うことができるよう、本来の施行日の1年前である2007年1月1日から施行することが推奨されているところである。

このため、我が国においても危険物の円滑な国際輸送を行うことができるよう、IMDGコード第33回改正を危規則等に取り入れ、2007年1月1日より施行する必要がある。

また、昨年12月に実施され、9月に公表されたIAEA・TranSAS評価結果において受けた助言に基づく改正等も併せて行うことを予定している。

主な改正概要

1. 危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正

IMDGコード改正に伴う改正

- ① オーバーパックについて危険物容器の標札等及び品名並びに国連番号が外部から容易に確認できる場合に限りオーバーパック表示を免除できることとなったため、その旨規定する。（第15条第4項関係）
- ② 危険物明細書への記載事項の順序はこれまで、第17条第1項第4号又は第2項第2号に掲げる順序と規定されていたが、IMDGコードの改正により第2項

第2号に掲げる順序が削除されたことに伴い同部分を削除する。(第17条第2項第2号関係)

2. 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部改正

IMDGコード改正に伴う改正

- ① 大型容器について、標札、品名等の貼付義務はこれまで一カ所で良かったが、両側面への貼付を新たに義務付ける。(第7条の2第2項及び第7条の3第2項関係)
- ② これまで上向き表示の貼付が義務づけられていた容器は、危告示第7条の3第4項に規定する深冷液化した高圧ガスを充てんする高圧容器のみであったが、危険物を収納している圧力調整弁付き単一容器及び液体の危険物を収納している組合せ容器にも新たに同表示の貼付を義務付けることとする。(第7条の3関係)
- ③ 等級5.2の有機過酸化物の様式を変更する。なお、この告示の改正前の様式にあっては平成22年12月31日まで使用できることとする。(第1号様式関係)
- ④ 危険物の運送要件等を定める危告示別表第1について、物質の追加、削除及び既存の物質についての要件等の変更を行う。(別表第1関係)

3. 船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示の一部改正

(1) IMDGコード改正に伴う改正

核分裂性輸送物から除外される放射性輸送物の要件として、輸送物に外接する直方体の各辺の寸法が100ミリメートル以上あることとする旨追加されたため、これを取り入れる。(第2条)

(2) IAEA・TranSAS評価結果において受けた助言に基づく改正

BM型輸送物に係る耐火試験条件を明確にするため、試験に使用される火炎の詳細等について規定する。(別記第5第2号)

(3) その他の改正

施錠等の措置及び見張人の配置が必要な放射性輸送物の範囲を防護対象特定核燃料物質の区分3に拡大する。(第14条の5及び第17条の4)

4. その他所要の改正等

その他所要の改正及び改正省令等の円滑な施行を実施していく観点から、必要に応じ、関連通達の整備等を行うこととする。

スケジュール(予定)

公布：平成18年12月 1日

施行：平成19年 1月 1日